

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年9月まで

昭和36年12月、A市からB市に転居し、C病院を開業した。

平成19年、夫が亡くなったことにより閉業したが、この地で46年間、C科医院を営んでおり、夫は国民年金委員に委嘱されたこともあるので、国民年金保険料を未納のままではいられない。

国民年金制度が発足した当初は、開業で忙しく、また、国民年金制度のことも認識がなかったため、すぐに加入していなかったことを恥じている。

国民年金には、夫と相談して加入し、昭和47年ごろに過去の保険料を数回に分けて納付した。

申立期間が夫婦共に未納とされているが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第1回特例納付実施期間内であることから、申立期間の保険料については納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月25日に連番で払い出されており、別の記号番号の払出しの形跡が無いことから、納付済みとされている36年4月（申立人の夫は、36年8月）から39年12月までの保険料はいずれも特例納付されたものと考えられるが、申立人の夫については、同期間に加え未納とされている申立期間の保険料額等が記載されたメモがある。同メモに記載された保険料額は、納付済みとされている期間に申立期間を加えた期間の保険料の総額に相当するものであることから、申立人の夫については、申立期間の保険料を納付した可能性がある。申立人については、同様のメモは無いが、申立人とその夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたもの

と考えられることから、申立人についても、保険料を納付した可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立てどおり、申立人の夫が国民年金委員に委嘱されていたことも確認できることから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和58年11月から59年3月まで

申立期間①は、母が国民健康保険への加入が必要であるとして、A市において、加入手続をした際、国民年金にもセットで加入してくれ、保険料を納付したと思う。また、申立期間②は、B市において、妻が集金人に保険料を納付しており、前後の期間が納付済みとなっているのに、申立期間②だけが未納とされていることに納得できない。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、5か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付（申請免除を含む。）している。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「夫の保険料だけは必ず納めるようにしており、当時、家を空けることも無かったので、集金人に保険料を納付したはずである。」と回答しており、当時、申立人が居住していた市において集金制度があったことが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

一方、申立期間①については、申立人の国民健康保険の被保険者資格が確認できない上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月31日に払い出されており、同年5月27日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間

①は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 341

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日は、昭和34年3月2日、資格喪失日は36年2月26日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年3月から同年7月までは9,000円、同年8月から35年9月までは1万6,000円、同年10月から36年1月までは2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月から38年8月まで

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの「B」という氏名で、昭和34年3月2日から36年2月26日までの期間について、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、「当時、実母が再婚し、Bと名乗って勤務していた。」と主張しており、実母の改製原戸籍を確認したところ、義父の姓が「B」であったことが確認できた。

さらに、当時の事務担当者の同僚は、「「B」のことは覚えている。当時「C」と呼んでいて、2年くらい勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、昭和34年3月2日に被保険者資格を取得し、36年2月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和34年3月から同年7月までは9,000円、同年8月から35年9月までは1万6,000円、同年10月から36年1月までは2万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年2月から同年3月2日までの期間及び36年2月26日から38年8月までの期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月16日から同年11月1日まで

A社本社から同社B工場に転勤したのは昭和46年10月16日であるのに、同社B工場における厚生年金保険の資格取得日が同年11月1日とされており、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白がある。同社B工場における資格取得日は同年10月16日であると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書及びA健康保険組合の健康保険被保険者資格取得証明書などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年10月16日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和46年11月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年12月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

過去に、A町役場から未納期間に係る納付勧奨を受け、職員の指示する保険料額(約21万円)を支払い、未納期間は完納したにもかかわらず、社会保険庁の記録には、未納期間が残っており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況に係る記憶が不明確であり、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳の記録によると、申立人は特例納付として昭和46年4月から49年3月までの期間及び過年度納付として53年1月から55年3月までの期間の保険料を、55年度に4回に分けて納付したことが確認でき、その合計納付額は22万2,960円となり、A町役場職員の指示で納付したと申立人が記憶している約21万円と金額がおおむね一致する。

さらに、A町役場が保管している国民年金年齢該当者整理票の特記事項欄に、「未納期間、附4条(特例納付)にて納付するよう指導。最低期間(支給要件)のみ附4条で納付。今後に於いて1ヶ月でも未納にした時は、自分が納付を怠ったためですのでいたしかたない、とのことを本人が申し出。」と記載されていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は高校卒業後、父のA業を手伝い現在に至っている。20歳になった時に、両親が私の国民年金の手続をし、集金に来ていた自治会か婦人会の人に保険料を納付していたはずである。両親から未納があるとは聞いておらず、両親が、自分たちの分だけ納めて息子の分は納めないとは考えられないのに、社会保険事務所の記録では、申立期間が未納とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡しているため、申立て当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年11月9日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、過年度保険料となる期間については、自治会や婦人会等の納付組織で納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年4月まで
私は結婚のため会社を退職し、A県に転居した。しばらくしてから私自身が市役所に行って国民年金の加入手続を行ったが、その時、「国民年金保険料について、過去の分はまとめて納付することができる。」と聞いたので、申立期間についても納付したはずである。それなのに社会保険事務所の記録では未加入期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、申立期間は国民年金の任意加入対象となる未加入期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月及び同年6月

昭和54年4月にAを退職するに当たって、銀行主催の年金、退職金等の運用等に関する説明会に出席した。その際、国民年金に加入するようアドバイスがあったので、すぐにB町役場で加入手続をし、保険料を納付した。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、Aにおける共済組合員期間が20年以上あったため、任意加入対象者であり、国民年金の被保険者資格は加入手続をした時点で取得することとなるが、申立人が所持する年金手帳を確認しても、申立人の被保険者資格の取得日は社会保険庁の記録と同じ昭和54年7月10日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その所持する年金手帳に別の国民年金手帳記号番号が記載され訂正されている点に疑問を有しているとしているが、訂正前の記号番号は、申立人が国民年金の被保険者資格を昭和59年3月に再取得した時に払い出された記号番号に相当することから、当時、B町がいったん同記号番号により年金手帳を発行しようとしたものの、申立人に既に記号番号が払い出されていることが判明したため、その記号番号に訂正したものと考えられ、特段、不適切な事務処理が行われたものとは考えられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人がAを退職してすぐに国民年金の加入手続をし、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

申立期間以前は会社に勤めており厚生年金保険料を納めていたが、退社後の平成5年3月に国民年金に加入し保険料を納付していたと思う。父親が地区の会計担当者の家へ他の税金も含めて、私と姉の国民年金保険料を集金袋に入れて納付してくれたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、平成3年12月から5年3月までの期間について社会保険事務所に納付記録の照会を行ったところ、3年12月から5年*月までの期間は20歳未満の期間であるため、国民年金の加入対象期間ではないとの回答を受けたため、20歳以降の1か月（5年*月）のみ、当委員会に申立てを行ったように、申立人の国民年金の加入時期等についての記憶は曖昧である。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿を確認しても、申立人が初めて国民年金被保険者の資格を取得したのは、社会保険庁の記録と同じ平成7年1月26日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 23 日から 38 年 1 月 31 日まで
平成 5 年 4 月に社会保険事務所で 2 冊の年金手帳の厚生年金保険記号番号を 1 冊に統合するまでは、申立期間は確かに厚生年金保険の加入期間とされており、脱退手当金を受給していないことははっきりとしていた。年金を受給する時になって脱退手当金を受給したことになっているのはおかしいと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 名全員について脱退手当金の支給が確認でき、いずれも資格喪失日の約 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 38 年 7 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月 20 日から 24 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 9 月 20 日から結婚のために退職した 25 年 1 月まで、当時、駐留軍が使用していた A 病院に、看護師及び歯科助手として勤務していた。しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、資格取得日が 24 年 4 月 1 日からとの回答だったが、解雇通知書等にもあるように、昭和 23 年 9 月 20 日から勤務していたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した解雇通知書から、申立人が昭和 23 年 9 月 20 日から駐留軍施設の A 病院に勤務していたことは確認できる

しかしながら、制度上、駐留軍施設に勤務する日本人従業員に厚生年金保険法が適用されるようになったのは昭和 24 年 4 月 1 日以降であることから、申立期間について、駐留軍施設である A 病院に勤務していた申立人が厚生年金保険被保険者となることはできない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。